

経営所得安定対策だより

平成22年6月22日
第8号
岐阜農政事務所



22年産加入申請の受付はお済みですか？

皆さん加入申請（平成22年6月30日（水）まで）はお済みでしょうか。ご自身で申請をされる方、JA等に手続きをお願いされている方も含めて、今一度、ご確認をお願いします。

なお、**戸別所得補償モデル対策**の加入申請も**平成22年6月30日（水）**までとなっております。経営所得安定対策とは別に加入申請手続きが必要になりますので、今一度、ご確認いただきますようお願いいたします。

<目次>

1. 収入減少補てん積立申出期限及び納付期限について
2. 22年産の標準的収入額等の告示について
3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ



1. 収入減少補てん積立申出期限及び納付期限について

☆早めに手続きをお済ませください。

22年産の積立申出期限は平成22年6月30日（水）までとなっています。

また、納付期限は平成22年7月31日までとなっていますが、31日は土曜日となっていますので、**平成22年8月2日（月）**までに納付していただくようよろしくをお願いします。（納付額については積立額等通知書によりお知らせします。）

* 納付期限を過ぎて納付された場合は、平成22年産の収入減少補てんの交付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

2. 22年産の標準的収入額等の告示について

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の算定基礎となる単位面積当たりの標準的収入額等が5月6日に告示されました。

収入減少補てんの額や、補てんを受けるために拠出する積立額は、農林水産大臣が毎年告示するこの内容に基づいて計算されます。

なお、告示内容は、東海農政局の受付・相談窓口において縦覧しています。また、以下の農林水産省のホームページでもご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/index.html

3. 平成22年度水田経営所得安定対策のスケジュール

	申請手続	支払時期
22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・対策加入申請（全品目）（4/1～6/30） ・収入減少補てん積立申出（全品目）（4/1～6/30） ・固定払交付申請（4/1～9/30）※1 	
5月		
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少補てん積立金納付期限（7/31） 	固定払交付金
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請（麦）※2 	成績払交付金 （麦）
11月		
12月		
23年1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請（大豆）（～3/5） 	成績払交付金 （大豆）
3月		

※1 固定払の交付申請期限は9月30日までですが、4月1日以降早めに申請いただくことで交付金の早期支払が可能です。

※2 麦の成績払は11月末までに申請いただくことで、交付金の年内支払が可能です。

詳しくは、農林水産省ホームページ／担い手と集落営農
[\(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/\)](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/) に掲載している「水田・畑作経営所得安定対策のパンフレット」や「Q&A」をご覧ください。



農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください

東海農政局 岐阜農政事務所 農政推進課

岐阜市中鶉2-26
 （管轄区域：県下全域）

TEL 058-271-4044

東海農政局 岐阜農政事務所 地域第一課

大垣市笠縫町509-7
 （管轄区域：西濃地域）

TEL 0584-73-4351

東海農政局 岐阜農政事務所 地域第二課

高山市上岡本町7-479
 （管轄区域：飛騨地域）

TEL 0577-32-1155

東海農政局 岐阜農政事務所 地域第三課

中津川市茄子川1646-20
 （管轄区域：中濃・東濃地域）

TEL 0573-68-3838